### 障がい福祉に関するアンケート調査結果

#### I 調査の概要

#### 1 調查目的

県では、平成26年に策定した「岐阜県障がい者総合支援プラン」に基づき、各種施策を実施してきました。本年度は上記プランの改定の年となっているため、その改訂にあたり、計画改訂の参考とさせていただくとともに、今後の障がい福祉行政推進の基礎資料とするため、ご意見・ご意向などを伺いました。

#### 2 調査対象など

○調査対象

県政モニター516人(うちインターネットモニター251人)

○調査方法

郵送及びインターネット

○調査機関

平成29年6月30日~7月21日

○回収結果

449人(回収率87.0%)

構成比はパーセントで表し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しています。 そのため、合計が 100%にならない場合があります。

#### 3 結果概要

○障がいを理由とする差別や偏見について

障がいを理由とする差別が「ある」「少しはある」が合わせて94.0%となった。

○障害者差別解消法について

「内容も名前も知らない」が55.9%と最も高く、「内容も含めて知っている」「名前は知っている」は合わせて43.7%となった。

○県が力を入れるべき共生社会実現に向けた取組みについて

他の選択肢に比べ、「障がいに関する理解の促進」が78.3%と最も高い結果となった。他方、「共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個人や 団体の表彰」は7.2%にとどまった。

○障がいのある人にとっての住みやすさについて

「普通」が最も多く32.3%、次いで「わからない」が30.1%となった。なお、「住みやすい」「まあまあ住みやすい」「普通」を合せた割合は46.3%となった。

○県が力を入れるべき障がい福祉行政について

「障がいのある子供やその親に対する支援の充実」(63.3%)、「障がいに関する理解啓発や障がい者差別解消」(61.3%)、「障がい者の就労支援の推進」(55.9%)、「道路・交通・建物のバリアフリー化」(55.0%)が高い結果とな

った。

#### ○災害時に出来る支援について

「避難生活時における障がいのある方への配慮」(53.2%)、「災害時の避難支援」(52.1%)、「日頃の声掛けなどによる見守り」(48.8%)、「町内会などの場における支援方法などの話し合い」(41.8%)が高い結果となった。

#### ○ヘルプマークについて

「知らない」が71.5%と最も高く、「意味も含めて知っている」「名前のみ知っている」を合せた割合は27.6%となった。

#### 4 回答属性

#### (1) 性別

区 分	人数(人)	割合 (%)
男性	181	40.3%
女性	265	59.0%
無回答	3	0.7%
計	449	100.0%

#### (2) 年代別

区分	人数(人)	割合 (%)
10歳代	2	0.4%
20歳代	36	8.0%
30歳代	92	20.5%
40歳代	91	20.3%
50歳代	101	22.5%
6 0 歳代	106	23.6%
70歳代以上	18	4.0%
無回答	3	0. 7%
計	449	100.0%

#### (3) 居住圏域別

区 分	人数(人)	割合 (%)
岐阜圏域	202	45.0%
西濃圏域	77	17. 1%
中濃圏域	90	20.0%
東濃圏域	53	11.8%
飛騨圏域	24	5. 3%
無回答	3	0.7%
計	449	100.0%

#### Ⅱ 調査結果

問1 あなたは、障がいがある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見が社会にある と思いますか。

区 分	人数(人)	割合 (%)
ある	227	50.6%
少しはある	195	43.4%
ない	13	2.9%
無回答	2	0.4%
計	449	100.0%

問2 国では、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。あなたはこの 法律をご存じですか。

区 分	人数(人)	割合 (%)
内容も含めて知っている	73	16.3%
名前は知っている	123	27.4%
内容も名前も知らない	251	55. 9%
無回答	2	0.4%
計	449	100.0%

問3 県では、平成28年4月に「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を施行し、共生社会実現に向けた取組みを進めています。共生社会実現に向けた取組みのうち、あなたが力を入れる必要があると思うものを次の中からすべて選んでください。障がい者と関わりをもったきっかけ(複数回答 回答者446人)

区 分	人数(人)	割合 (%)
障がいに関する理解の促進	349	78.3%
障がいに関する教育機会の充実	115	25.8%
幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の促進	135	30.3%
共生社会の実現に向け、県民の模範となる活動を行った個	32	7. 2%
人や団体の表彰	32	1. 470
わからない	9	2.0%
その他	9	2.0%
計	649	

#### 【「その他」の主な回答】

- ・障害者が行動しやすいバリアフリーな街、公共の環境の充実。
- ・小さい頃より障害の子に関わりをもつことが大切。等

問4 あなたは、岐阜県は障がいのある人にとって住みやすい県だと思いますか。

区 分	人数(人)	割合 (%)
住みやすい	14	3. 1%
まあまあ住みやすい	49	10. 9%
普通	145	32. 3%
あまり住みやすいとは思わない	84	18. 7%
住みにくい	19	4. 2%
わからない	135	30. 1%
無回答	3	0. 7%
計	449	

# 問5 あなたは、岐阜県は障がいのある人にとって住みやすい県だと思いますか。(複数回答 回答者 447人)

区 分	人数(人)	割合 (%)
障がいに関する理解啓発や障がい者差別解消	274	61.3%
障がいのある子供やその親に対する支援の充実	283	63. 3%
災害発生時における障がい者の避難対策等の強化	184	41. 2%
障がい者の高齢化に対する取組みの強化	185	41.4%
特別支援教育の充実	147	32. 9%
障がい者のスポーツや芸術の推進	90	20. 1%
道路・交通・建物のバリアフリー化	246	55.0%
障がい者の就労支援の推進	250	55. 9%
わからない	16	3.6%
その他	10	2. 2%
計	1685	

#### 【「その他」の主な回答】

- ・精神障がいへの理解。
- ・障がい者の高齢化もしくは、その親の高齢化をもう少し考えてほしい。等

問6 あなたは、災害発生時に(備えも含めて)障がいのある人のためにどういう支援ができると思いますか。当てはまるものを3つ選んでください。(複数回答 回答者 447人)

区 分	人数(人)	割合 (%)
日頃の声掛けなどによる見守り	218	48.8%
町内会などの場における支援方法などの話し合い	187	41.8%
防災訓練への参加の呼びかけ	99	22. 1%
家財の転倒防止器具の取り付けなどの手伝い	74	16.6%
災害時の避難支援 (避難所までの誘導)	233	52. 1%
避難生活時における障がいのある方への配慮	238	53. 2%
障がいに関する知識の修得	116	26.0%
その他	9	2.0%
計	1174	

#### 【「その他」の主な回答】

- ・子供に障害があるので、理解はできる。共感できる。だからこそどういった配慮すべきかわかる。
- ・自身が障がい者のため、他人まで手が出ない。等

#### 問7 あなたは「ヘルプマーク」をご存知ですか。

区分	人数(人)	割合 (%)
意味も含めて知っている	69	15.4%
名前のみ知っている	55	12.2%
知らない	321	71.5%
無回答	4	0.9%
計	449	100.0%

### 岐阜県障害者施策推進協議会条例

昭和47年3月31日条例第8号

改正

昭和54年10月9日条例第24号 平成6年3月30日条例第6号 平成12年12月27日条例第55号 平成16年10月7日条例第33号 平成23年10月12日条例第38号 平成24年3月27日条例第25号

岐阜県心身障害者対策協議会条例をここに公布する。

岐阜県障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定により、岐阜県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
  - 一 関係行政機関の職員
  - 二 学識経験を有する者
  - 三 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第3条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会

に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年10月9日条例第24号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成6年5月規則第56号で、同6年6月1日から施行) (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に在任する岐阜県心身障害者対策協議会の委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の岐阜県障害者施策推進協議会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第2項の規定により任命された岐阜県障害者施策推進協議会の委員(以下「委員」という。)とみなす。
- 3 この条例の施行の日以後最初に任命される委員(補欠の委員を除く。)の任期は、改 正後の条例第2条第3項本文の規定にかかわらず、平成7年7月20日までとする。

**附** 則 (平成12年12月27日条例第55号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年10月7日条例第33号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成17年4月規則第79号で、同17年4月18日から施行)

附 則(平成23年10月12日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第25号)

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)第2条の規定の施行の日から施行する。

## 岐阜県障害者施策推進協議会委員名簿

(平成30年2月現在)

区分	所 属	職名	氏 名	分野	備考
学	岐阜大学教育学部	教 授	池谷 尚剛	教育	(会長)
子	岐阜県臨床心理士会		大森智子	臨床心理・相談支援	
	岐 阜 経 済 大 学	特別研究員	佐藤八千子	福祉	
	岐阜大学医学部	特任准教授	西村 悟子	医療	
識	(一社) 岐阜県医師会	常務理事	堀 部 廉	医療	
	岐 阜 県 議 会	厚生環境委員長	田中勝士	県議会(厚生環境)	
1775	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	会 長	岡本 敏美	身体障がい	
障	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	副会長	溝口 広美	視 覚 障 が い	
が	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	会 長	水野 義弘	聴覚障がい	
	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	常務理事	安藤晴美	難 病 関 係	
い	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	会 長	日比奈緒美	身体障がい	
者	岐阜県特別支援学校 PTA 連合会	会 長	澤田 由香	障がい児教育	
1	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	理 事 長	春 見 鉄 男	知的障がい	
団	(一社) 岐阜県知的障害者支援協会	会 長	小板 孫次	知的障がい	
	岐阜県自閉症協会	会 長	水野佐知子	発達障がい	
体	(特非) 岐阜県精神保健福祉会連合会	理 事 長	山田 偉雄	精神障がい	
怎	岐 阜 労 働 局	職業安定部長	吉村 亮	労 働 行 政	
行	岐阜障害者職業センター	所 長	齋藤友美枝	障がい者雇用	
T-L-	岐阜県市長会	本巣市長	藤 原 勉	市町村行政	
政	岐 阜 県 町 村 会	輪之内町長	木野 隆之	市町村行政	

(敬称略、順不同)

#### 岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について会議を行うため「岐阜県障がい者総合支援懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

#### (組織)

第2条 懇話会は、委員17人以内をもって組織する。

#### (委員)

第3条 委員は、関係機関等から、健康福祉部長が選任した者とする。

#### (座長)

- 第4条 懇話会に座長を置き、岐阜県障害福祉課長をもって充てる。
- 2 座長は、会務を総理する。

#### (会議)

- 第5条 懇話会の会議は座長が招集する。
- 2 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 3 懇話会は、課題等に応じ専門部会を設置することができる。

#### (圏域協議会との連携)

- 第6条 懇話会には、各障害保健福祉圏域ごとに支部(以下「圏域支部」という。)を 置く。
- 2 圏域支部は、各県事務所(岐阜圏域にあっては岐阜地域福祉事務所)に設置された圏 域協議会等をもって充てる。
- 3 圏域支部の組織及び運営に関する事項は、圏域支部において別に定める。
- 4 圏域支部は、地域協議会と連携し、地域の協議事項等をまとめ、懇話会へ協議または 報告することができる。

(事務局)

- 第7条 懇話会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。
- 2 事務局は、必要に応じて関係する本庁各課及び現地機関等を招集し、障害福祉課長の主宰により事務局会議を開催する。

(連携)

第8条 懇話会は、県内における障がい者施策の推進について、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第3項の規定に基づき設置された岐阜県障害者施策推進協議会と連携し、運営するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月24日から施行する。
- 2 この要綱の制定をもって「岐阜県障がい者自立支援協議会設置要綱」(平成24年8 月2日制定)は廃止する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

## 岐阜県障がい者総合支援懇話会委員名簿

役職	氏 名	備 考 (分野)
障がい者相談支援特別アドバイザー	大西 鈴彦	相談体制支援
東濃障がい者就業・生活支援センター 所長	藏前 芳勝	就労・生活支援
岐阜労働局職業安定部職業対策課 課長	武藤 俊逸	就労支援
国立病院機構長良医療センター 療育指導室 室長	藤森 豊	重心児(者)支援
障がい者相談支援特別アドバイザー	大島 和彦	相談体制支援
岐阜県知的障害者支援協会 副会長	田口 道治	知的障がい者支援
地域活動支援センター ふなぶせ 総合施設長	森 敏幸	精神障がい者支援
西濃圏域発達障がい支援センター	中野たみ子	発達障がい児支援
岐阜県発達障害者支援センター 発達障害支援課長	富田智子	発達障がい児支援
岐阜県難病団体連絡協議会 相談員	白木 裕子	難病支援
岐阜市 障がい福祉課 課長	真鍋 晃	行政関係(市)
本巣市 福祉敬愛課長	三浦 直	行政関係(市)
輪之內町 福祉課長	菱田 靖雄	行政関係(町村)
岐阜県特別支援学校長会 会長(羽島特別支援学校長)	出口 和宏	教育関係
岐阜県身体障害者福祉協会事務局 課長	小川 剛矢	当事者等
岐阜県手をつなぐ育成会 副理事長	田中 真澄	当事者等
岐阜市あけぼの会 会長	服部 信子	当事者等

(敬称略、順不同)

#### 事務局(第7条関係)

所 属 ・ 役 職	備考
障害福祉課 課長	障がい福祉(身体・知的)
保健医療課 課長	障がい福祉(精神)、難病
医療福祉連携推進課 課長	障がい福祉(医療)
岐阜地域福祉事務所福祉課 課長	岐阜圏域
西濃県事務所福祉課 課長	西濃圏域
揖斐県事務所福祉課 課長	西濃圏域
中濃県事務所福祉課 課長	中濃圏域
可茂県事務所福祉課 課長	中濃圏域
東濃県事務所福祉課 課長	東濃圏域
恵那県事務所福祉課 課長	東濃圏域
飛騨県事務所福祉課 課長	飛騨圏域

#### 事務局(事務局会議関係機関)

所 属 ・ 役 職	備考
労働雇用課 課長	障がい者雇用
地域福祉課 課長	地域福祉、人材育成
特別支援教育課 課長	教育
岐阜保健所健康増進課 課長	障がい福祉(精神)、難病
中央こども相談センター判定課長	障がい児支援
身体障害者更生相談所 所長	身障更生相談
知的障害者更生相談所 相談判定課長	知的更生相談
兼精神保健福祉センター 審査課長	精神保健福祉
希望が丘こども医療福祉センター 副所長兼事務局長	医療 発達障がい支援

### 計画の策定経過

平成 29 年 2 月 23 日

- □ 岐阜県障害者施策推進協議会
  - ・「第2期 岐阜県障がい者総合支援プラン」(県障害者計画・県障害福祉計画・県障害児福祉計画)の策定(案)について

平成 29 年 5 月~8月

□ 県内障がい者団体への意見聴取

<意見聴取を行った団体>

(訪問日順)

				(10011-31-794)
	1	(一社)岐阜県知的障害者支援協会	16	岐阜県障害福祉事業所連絡会
	2	岐阜県特別支援学校PTA連合会	17	頸髄損傷者連絡会・岐阜
	3	(一社)岐阜県聴覚障害者協会	18	精神障害者社会復帰施設
	4	(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	19	岐阜県筋ジストロフィー協会
	5	岐阜県自閉症協会	20	岐阜盲ろう者友の会
	6	岐阜県肢体不自由児者父母の会連合会	21	(特非)障害者自立センターつっかいぼう
	7	(一社)岐阜県手をつなぐ育成会	22	岐阜県脊髄損傷者協会
	8	(特非)岐阜県難病団体連絡協議会	23	(一社)日本精神科看護協会岐阜県支部
	9	(特非)岐阜県精神保健福祉会連合会	24	岐阜県言語障害児をもつ親の会
	10	(特非)ぎふ難聴者協会	25	岐阜県失語症友の会
	11	岐阜県精神科病院協会	26	東海地区遷延性意識障害者と家族の会「ひまわり」
	12	岐阜県身体障害者福祉施設協議会	27	(社福)岐阜アソシア
	13	岐阜県重症心身障害児(者)を守る会	28	(一社)岐阜県知的障害者支援協会(施設長会議)
	14	岐阜睦声会	29	(一財)岐阜県身体障害者福祉協会
	15	岐阜県精神障害者作業所交流会		

平成29年4月~9月

□ 有識者への意見聴取

平成 29 年 5 月

□ 指定障害者支援施設に係る入所者・待機者の状況について照会

平成29年6月~7月

□ 「障がい福祉に関するアンケート調査」(県政モニター)の実施

#### (1)調査対象

県政モニター (516人)

#### (2) 主な調査項目

- ・障がい者との関わりについて
- ・障がいを理由とする差別を感じるか
- ・「障害者権利条約」、「障害者差別解消法」の認知度

平成 29 年 9月 15日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第2期岐阜県障がい者総合支援プラン(骨子案)を協議
平成 29 年 9 月~ 10 月	□ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会 (中間報告第1回目)
平成 29 年 10 月 11 日	□ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・第2期岐阜県障がい者総合支援プラン(骨子案)を協議
平成 29 年 10 月 18 日	□ 障がい福祉に関する市町村課長会議 ・第2期岐阜県障がい者総合支援プランの策定について
平成 29 年 11 月	□ 市町村への意見照会 ・第2期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)に対する意見
平成 29 年 11 月 28 日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第2期岐阜県障がい者総合支援プラン(素案)を協議
平成 29 年 12 月	□ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会 (中間報告第2回目)
平成 29 年 12 月~ 平成 30 年 1 月	□ パブリック・コメントの実施 ・インターネットによるプラン(案)の公表
平成 30 年 1月	│ │□ 障害福祉計画に係るサービス見込量等の市町村照会(確定報告) │
平成 30 年 2 月 9 日	□ 岐阜県障がい者総合支援懇話会 ・岐阜県障がい者総合支援プランの策定について
平成 30 年 2 月 14 日	□ 岐阜県障害者施策推進協議会 ・第2期岐阜県障がい者総合支援プラン(最終案)を報告

#### 用語解説

### あ

#### ■アビリンピック

「アビリンピック」(ABILYMPICS) は、「アビリティ」(ABILITY:能力)と「オリンピック」(OLYMPICS)を合わせた造語です。アビリンピックは、障がいのある方々が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障がいのある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

#### 1

### ■医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態に ある障がい児です。

### ■医療型障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の 付与を行う「障害児入所施設」の類型の1つです。

障害児入所施設には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があり、医療型障害児入所施設では、疾病の治療、看護、医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護、日常生活上の相談支援、助言、身体能力や日常生活能力の維持・向上のための訓練、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、コミュニケーション支援などを行います。

### ■インクルーシブ教育システム

障がいの有無に関係なく、全ての子どもを対象として、学校や地域社会が個々の子ども のニーズに対応して行う教育のことです。

### う

#### ■ウェブアクセシビリティ

特に高齢者や障がい者など、ホームページの利用になんらかの制約があったり、または 利用に不慣れな人を含めて、誰もがホームページで提供されている情報やサービスを支障 なく利用できることを言います。

### え

#### **■**SST

"Social Skills Training"の略で、集団行動、仲間関係、コミュニケーションなど、

社会生活上の基本的な技能を身に付けるための学習のことです。

#### ■SOS シグナル

視覚に障がいのある方が白い杖を垂直に頭上に上げて、周囲に助けを求めるサインのことです。街や駅などでこのSOSシグナルを見かけたときは積極的に声を掛けましょう。

#### ■エスコートゾーン

道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置され、視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起対の列のことです。

### お

#### ■音声機能障がい

喉頭摘出等により音声機能の喪失により、音声を全く発することができなくなる、又は、 音声機能に著しい障がいがあり、音声を用いた意思疎通が著しく困難となる障がいのこと です。

### ■音訳奉仕員

本、雑誌、新聞、その他文章を、晴眼者(目の見える方)が視覚障がいがある人たち等の代わりに朗読し、テープやCDに録音したものを通して情報提供するボランティアのことです。

### き

#### ■基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関の事で、身体障がい者、知的障がい者 及び精神障がい者の相談を総合的に行います。各市町村が任意で設置することができます。

## ■ 共 生 型 サービス

デイサービスなどについて、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に、平成30年4月1日から新たに位置付けられるものです。

介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなり、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用し続けることができるようになります。

#### ■強度行動障がい

直接的な他害(噛み付き、頭突き等)や、間接的な他害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、 自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態をいいます。障がい特性(コ ミュニケーションの苦手さや感覚の過敏性など)に環境がうまく合っていないことが、人 や場に対する嫌悪感や不信感を高め、行動障がいをより強いものにしてしまいます。

### <

#### ■グループホーム(共同生活援助)

障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、単身での生活が困難な障がいのある人が共同して自立した生活を営む場として位置づけられているものです。

グループホームでは、金銭管理や相談等の支援、また、必要な人に対しては食事や入浴等 の介護を行うこととしています。

従来は、介護が必要な人が利用するケアホームと、介護が必要ない人が利用するグループホームとに分かれていましたが、今後、障がい者の高齢化・重度化が進展し、介護が必要な障がい者のグループホームの新規入居や、入居後に介護が必要となるケースの増加が見込まれることから、平成26年度の障害者総合支援法の施行により、ケアホームがグループホームへ一元化されました。

### け

#### ■ゲートキーパー

心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人など、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわる人のことです。

### J

#### ■高次脳機能障がい

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態です。先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障がい、進行性の変性疾患によるものは除外します。

### ■行動援護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、行動上著 しい困難を有する知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、外出時において 同行し、移動に必要な支援等を行うサービスのことです。

### ■高等特別支援学校

知的障がいの程度が軽度である生徒の潜在的な社会的・職業的自立能力を最大限まで引き伸ばし、一人一人の適性や希望に応じた進路を実現するための新しいタイプの特別支援学校です。高等部のみの学校で、職業教育に特化した専門学科を設置します。

### ■合理的配慮

障がいのある人等から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要と しているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

### さ

#### ■サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(訪問系サービスを除く)及び児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援を実施する事業者の指定に係る人員配置基準において、事業所ごとに必ず配置することとされている者のことです。

事業所において、サービスの質の向上を図るため、個々の利用者についての初期状態の 把握(アセスメント)や個別支援計画の作成、定期的な評価(モニタリング)などの一連 のサービス提供プロセス全般に関する責任を担う者です。

### ■サービス等利用計画

ケアマネジメント手法を活用し、障がいのある人のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために必要な支援を記述した計画のことです。

### ■災害図上訓練(DIG)

災害図上訓練「DIG (ディグ)」とはDisaster (災害)、Imagination (想像力)、Game (ゲーム)の略。地域の地図を活用し、災害が発生した場合を想定して、地域住民である参加者が、イメージトレーニング (机上訓練)をするものです。

## ■災害福祉広域支援ネットワーク

大規模災害に備えるため、福祉分野において、発災直後からの能動的・機動的な対応や 被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援 を行う仕組みのことです。

### し

#### ■COPD (慢性閉塞性肺疾患)

慢性閉塞性肺疾患(Chronic Obstructive Pulmonary Disease、以下「COPD」)とは、 有毒な粒子やガスの吸入による進行性の疾患であり、運動時の呼吸困難や慢性の咳・痰等 を伴います。主な原因は喫煙であり、他に粉塵や化学物質などがあります。

### ■CKD(慢性腎臓病)

慢性腎臓病 (Chronic Kidney Disease、以下「CKD」) とは、 糖尿病や高血圧症など のさまざまな要因により、腎臓の働きが慢性的に低下するものです、または、たんぱく尿

が出るなどの腎臓の異常が3か月以上続く状態です。

#### ■失語症

脳梗塞や脳出血など脳卒中や、けがなどによって、大脳(たいていの人は左脳)の中にある、言葉を受け持っている「言語領域」という部分が傷ついたために、言葉がうまく使えなくなる状態をいいます。失語症になると、「話す」ことだけでなく、「聞く」「読む」「書く」ことも難しくなります。しかし、脳(左脳)の傷ついた場所の違いによって、「聞く」「話す」「読む」「書く」の障がいの重なり方や程度は異なり、失語症はいくつかのタイプに分類されています。

### ■失語症意思疎通支援者

所定の講習を受け、失語症者に対し、外出時など支援が必要な場面において、意思疎通 の支援を行う人のことを言います。

## じどうはったつしえんかんりせきにんしゃ ■児童発達支援管理責任者

#### かんりせきにんしゃ じどうはったつしえんかんりせきにんしゃ →サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

### ■児童発達支援事業所

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

### ■自閉症

自閉症は、(1)対人関係の障がい(2)コミュニケーションの障がい(3)限定した常同的な興味、行動及び活動、の3つの特徴を持つ障がいで、3歳までには何らかの症状がみられます。最近では、症状が軽くても自閉症と同質の障がいのある場合、自閉症スペクトラムと呼ばれることがあります(スペクトラムとは「連続体」の意味)。

### ■自閉症・情緒障がい特別支援学級

自閉症(他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい)や情緒障がい(状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態)のために、通常の学級での教育では十分に成果が期待できない子どもが在籍する特別支援学級のことを言います。

### ■社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

#### ■周産期医療

妊娠後期(妊娠満22週)から早期新生児期(生後満7日未満)までの期間を周産期といいます。この時期は、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体や胎児、新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。この時期の母体や胎児、新生児について産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供することで母子の健康を守るのが周産期医療です。

### ■重症心身障がい児(者)

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児(者) です。

#### ■重度訪問介護

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、常時介護を要する身体に重度の障がいがある人、重度の知的障がいがある人又は重度の精神障がいがある人に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助のほか、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を行うサービスです。

### ■就労移行支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般就労 等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力のために必要な訓練を行 うサービスです。

### ■就労継続支援

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ■障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、 就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関です。

#### ■小児慢性特定疾患

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど、治療期間が長く、医療費負担が高額となるもののことです。

#### ■ジョブコーチ

障がい者が職場に適応できるよう、職場に出向いて、障がい者が仕事に適応するための 支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う人のこと です。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の 従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行います。

#### ■身体障害者補助犬

盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。身体障がい者の自立と社会参加に資するものと して、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬であり、法に基づく表示をつけて います。また、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられ ています。

盲導犬…視覚障がいのある人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。

介助犬…肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートします。

聴導犬…聴覚障がいのある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導します。

### す

#### ■スペシャルオリンピックス

知的障がいのある人達に、日常的なスポーツトレーニングと、その成果の発表の場であ る競技会を、年間を通じて提供し、社会参加を応援する国際的なスポーツ組織です。

### せ

#### ■精神科 救 急 医療システム

休日、夜間等における精神疾患の急激な発作や精神症状の悪化等により、緊急に精神科 治療を必要とする精神障がい者を対象に、適正かつ円滑な医療及び保護を図るシステムで す。

#### ■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するため の制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代 理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消 すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度です。

#### ■相談支援専門員

県の指定を受けて相談支援事業を行う事業者が、事業所に必ず配置することとされてい る者です。

相談支援専門員は、利用者が地域で希望する自律した生活を維持・継続する上で生じる

様々な生活の課題(ニーズ)に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決を達成する道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通じて、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図ることが役割として求められています。

### た

### ■退院後生活環境相談員

平成 26 年 4 月 1 日に精神保健福祉法が改正され、医療保護入院を中心に制度が変わり、 精神科病院には「退院後生活環境相談員」の設置が義務づけられました。

認知症等で医療保護入院された方が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービス について、退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活へ移行することができる よう、必要に応じ、「退院後生活環境相談員」が地域援助事業者(居宅介護事業者等)と連 携を図ることになりました。

### 5

#### ■地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、都道府県及び市町村が主体となって実施される事業のことです。障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを事業の目的としています。

### ■地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです

### ■チャレンジトレーニング**事**業

障がい者を採用する意欲のある企業と、就労を望む障がい者の互いの理解不足解消、不 安解消及び障がい者の就職に向けた事前トレーニングとして、短期職場実習(10 日間)を 行います。

### て

#### **■**DCAT

大災害時において、被災した高齢者や障がい者などの配慮が必要な方々が、避難所等で十分な福祉的支援を受けることができるよう、地域の福祉人材からなる派遣チームを構成、避難所等へ派遣し、支援活動を行うチームです。(Disaster Care Assistance Team の略)

#### ■DPAT

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神 保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる 等、精神保健医療への需要が拡大します。このような災害の場合には、被災地域の精神保 健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、 専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要となります。

このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な 研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームがDPATです。

#### ■点訳奉仕員

所定の講習を受けて点訳の技術を取得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作 成するボランティアです。

#### ■同行援護事業

障害者総合支援法における自立支援給付により受けられるサービスの1つで、重度の視 覚障がいのある人に対し外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するほか、移動 に必要な支援等を行うサービスです。

#### ■統合失調症

統合失調症は、幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患です。それに伴って、人々と 交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障がいを受け(生活の障がい)、「感覚・思考・ 行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい (病識の障がい)、という特徴を併せもっています。

### ■特定求職者雇用開発助成金

高年齢者や障がい者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する 労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して、賃金相当額の一部 を助成するものです。

### ■トライアル雇用

トライアル雇用とは、働いた経験が少ないことから、期間の定めのない雇用(常時雇用) での就職に不安のある方などが、常時雇用への移行を前提として、原則3か月間その企業 で試用雇用として働いてみる制度です。

トライアル雇用の期間中は、仕事や企業について理解を深めることができ、また、労働 基準法などの法律が適用され賃金も支払われます。

### な ■難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当 該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。

難病のうち、以下の要件をすべて満たすものであって、患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いとして厚生労働大臣が指定したものが、指定難病として医療費助成の対象とされています。

- ・患者数が人口の0.1%程度に達しないこと
- ・診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること

平成25年4月から施行された障害者総合支援法においては、障害者の定義に難病患者等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定などの手続きを経たうえで、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等(障がい児にあっては、児童福祉法に基づく障がい児支援)が利用できます。

### に

#### こちじょうせいかつじ り つ し え ん**じぎょう**

#### ■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体としています。(窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等により行われています。)

### $\mathcal{O}$

#### ■ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが障がい者 (特に知的障がい者) の処遇に関して唱え、 北欧から世界に広まった障がい者福祉の最も重要な理念です。障がい者を特別視するので はなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる 社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

#### ■ノンステップバス

誰でも乗降しやすいように、床を低くして乗降口の階段を極力なくしたバスのことです。 従来のバスとの違いは、ノンステップバスは、床下の機材を主に後方部分に集中させることで、床を地上から概ね30センチと低くし、乗降口にフラップ(渡り板)を付けることで車いすも乗降できるようにしたものです。空気圧で車体を下げるニーリング(車高調整)装置がついているものもあります。

### は

#### ■パーキングパーミット制度

障害者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に 地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付する制度です。

#### ■発達障がい

脳機能の発達が関係する生まれつきの障がいで、自閉症、アスペルガー症候群その他の 広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであ ってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

#### ■発達障害者支援センター

発達障がい児者及びその家族等に対する相談支援、発達支援、就労支援及び関係機関に対する普及啓発や研修などを行う専門機関です。発達障がい児者とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障がい児者とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。

### ひ

#### ■ピアサポート

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動です。

### ■避難所運営ゲーム (HUG)

Hinanzyo (避難所) Unei (運営) Game (ゲーム) の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味を持っています。

避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験し、避難所運営を学ぶことができるものです。

### S

### ■FAX110番

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、FAXによる緊急通報の受理のことです。この他、Eメールによる緊急通報の受理(Eメール110番)も行われています。

### ■福祉避難所

災害時に、一般の避難所での避難生活が困難な高齢者や障がいのある方などといった、

特別な配慮を必要とする人が安心して避難できるように開設される避難所です。市町村において社会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障がい者福祉施設などが指定されています。

#### ■ブルーライトアップ

4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」に、 広く一般の関心を高めるよう各地の名所旧跡などを青色にライトアップする活動です。青 色は癒しや希望などを表し、自閉症や発達障がいを理解していただくためのシンボルカラ ーとして使用されています。

#### ■ペアレントトレーニング

発達障がい児の親が、自分の子どもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、 適切な対応をするための知識や方法を学ぶことです。

#### ■ペアレントメンター

発達障がい児者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人です。

#### ■ヘルプマーク

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や 配慮を必要としている方々が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要と することや「見えない障がい」への理解を求めるものです。

### め

#### ■メール110番

障がいのある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くための対策の1つとして、全都道府県警察において行われている、Eメールによる緊急通報の受理のことです。この他、FAXによる緊急通報の受理(FAX110番)も行われています。

## ŧ

#### ■盲ろう

盲ろうとは「視覚と聴覚の両方に障がいがあること」を言います。また、視覚と聴覚の 両方に障がいがある者を盲ろう者と言い、全盲ろう、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4タ イプ分けられます。

### ■盲ろう者通訳・介助者

盲ろう者の、生活上のコミュニケーションや移動の支援を行う者のことです。

### ゆ

#### ■ユニバーサルツーリズム

高齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが気兼ねなく楽しめるよう創られた旅行のことです。

### ょ

#### ■要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人です。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、要点をまとめて筆記し聴覚障がい者に伝達するものです。

### れ

#### ■レスパイト

障がい者(児)を家族の一員に抱える親・家族を、一時的に一定の期間障がい者(児)の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを回復し一息つけるようにするサービスです。

### ろ

#### ■ロコモティブシンドローム(運動器症候群)

骨や関節、筋肉、動きの信号を伝える神経などが衰えて「立つ」「歩く」といった動作が 困難になり、要介護や寝たきりになってしまうこと、又は、そのリスクが高い状態のこと です。